

# サポート参加条件書<1> (お申し込み前に必ずご一読ください)

対象サポート (サポート詳細はP86～87参照)

- (A) 留学サポート1・2・3・1、ワーキングホリデーサポート(イギリス、アイルランド、フランス、ドイツ、スペイン)  
ジュニアサポート、フィリピン2ヵ国留学サポート  
(B) フリーマイルプラン、その他特別サポート ※フリーマイルプランは出発後のサポートは含まれません。

## 第1条 (サポートの範囲)

1. 当サポートは、当申込条件に基づいて、エクスパイト&E(株)（東京都豊島区東池袋3-1-1観光庁長官登録旅行業第1685号(以下「当社」)が申込者の希望する日本国外の研修機関(以下「教育機関」)または宿泊機関への手続きを代行するにあたって、出発に際しての情報提供、教育機関・宿泊機関(以下「受入機関」)への申込手続き、渡航先での生活サポートなどをおこなうものであり、課程終了資格取得を保証するものではありません。但し、フリーマイルプランは出発後のサポートは含まれておりません。また、受入機関に提供する研修内容やサービスは各機関が独自に企画・運営し、提供するのであり、当社が各機関の提供をおこなうものではないとさせていただきます。
2. 受け入れの条件については受入機関により異なります。契約の内容、条件はお申し込み時にお渡しする各受入機関の書面及び本条件書によります。
3. 当社がおこなう受入機関への手配については、あらかじめ旅行内容が決められている「募集要項企画旅行」ではありません。従って「旅行業法」で定める「特別保証」は適用いたしません。また、「旅程保証」「旅程管理」もいたしません。

## 第2条 (お申し込みと契約の成立)

1. 当契約は当社が契約締結の承諾をし、申込書とサポート費用を受領したときに成立するものと、緊急手配料を要する場合には、その受領をもって成立するものとします。ただし、フリーマイルプラン申込者は、申込書を受領したときに契約が成立するものとします。
2. お申し込みの際には、当社所定の「サポート申込書」に必要事項を記入しサポート費用を添えて直接お申し込みいただくか、銀行振込、クレジットカードにてお申し込みいただきます。
3. お申し込みはご出発予定日の1年前から受付いたします。
4. ご出発予定日より前(研修)に必要な手続きが完了をき見通しのない場合のお申し込みにつきましては、お受けできませんのでお早めに当社スタッフまで手続者に必要な日数などをご確認ください。

## 第3条 (お申し込みの条件)

1. 18歳以上の方で、当サポート条件を理解し、法令・規則等遵守ができる方となつた上でお申し込みいただけます。ただし、受入先が定める年齢、性別、資格、語学力、その他の条件に指定がある場合は、その条件に従います。ジュニアサポートは、日本の教育課程の中学校以上の方を対象とし引き受けいたします。
2. 20歳未満の方は保護者の同意が必要です。
3. 心身の状態や既往症、その他の事由でサポートの参加にあたって特別な配慮を必要とする方は必ずその旨をお申し出ください。特別入国との協議のうえ、可能な限り対応いたします。なお、この場合医師の診断書や渡航同意書いただく場合がありますので、あらかじめご了承ください。
4. 当社もしくは受入機関が不適当であると判断したとき、または当社の業務上の都合があるときは他の機関をご案内するが、お申し込みをお断りする場合があります。

## 第4条 (費用のお支払い)

1. 当社が受入機関より支払いの要請を受け取り次第、請求させていただきます。請求書をお受け取り後、当社指定口座まで指定期限内に全額をお支払いください。
2. 費用は受入機関申込(当社が申込書を受領した日)の当分の換算レート(日本円)に換算し、送金手数料(1日につき4,500円)を加えたものです。当社の換算レートは為替レートの変動に従って変動しますので、お申し込み時に必ず設定レートをご確認ください。なお、当社の換算レートは三菱UFJ銀行のTTSLレートに5%を乗じた金額で算出しています。
3. 当社は出発日の90日前までは、申込者に授業料等(制度上期日)が定められているビザの発行等に係わる場合を除く)のお支払いを請求していません。

## 第5条 (サポートの期間)

1. 当契約が成立した時点で、申込者はサポートを受けられます。
2. 第6条1項における出発前サポートを提供する期間は、当サポートの契約締結日より1年間となります。したがって当サポートはお申し込みより1年以内にご出発いただくことを原則といたします。なお、フリーマイルプランは出発前英会話レッスン、オンライン英会話、出発前オリエンテーションは含まれません。
3. 第6条2項における現地サポートを提供する期間は、お申し込みしたサポートにより異なります。留学サポート1・2は現地到着日より12ヵ月、留学サポート3は現地到着日より3ヵ月、留学サポートは現地到着日より1ヵ月、ワーキングホリデーサポート(イギリス、アイルランド、フランス、ドイツ、スペイン)は、現地到着日より1年間、ジュニアサポートはお申し込み時にご受入機関に準じます。フィリピン2ヵ国留学サポートは、2ヵ国目に着陸する日より最大12ヵ月です。

## 第6条 (サポート費用に含まれるもの)

1. 当サポートは海外へ渡航する予定している申込者に、次の3つの段階に分けてサポートを提供いたします。これにおいて当社は、各種サービスを取りもたて情報の提供、紹介、手配代行をしますので、受入機関、宿泊施設、海外サポートオフィス等々運営するものではありません。詳細は当該パンフレットにてご確認ください。なお、サポートサービスの一部を放棄された場合でも費用の一部割引等はいたしませんのでご了承ください。
1. **出発前サポート**
  - (1) 当サポートをお申し込みの方には教育、宿泊機関の情報をご紹介しております。またそれに伴い、留学カウンセラーによるアドバイス(学校・生活・地域情報など)をはじめ以下のサービスをおこないます。
    - ① 入学申込手続きの代行、入学願書の取寄せ、入学願書の作成、入学希望校への書類の送付、研修費用の送金、入学許可証の取寄せ。
    - ② 宿泊手続きの代行(ホームステイ・学生寮など)ただし、教育機関が提供する宿泊施設をもたない場合は手続きの代行を請負いしない場合があります。
    - ③ 航空手続きのご案内
  2. **渡航前サポート**(弊社にてお申し込みの場合は別途契約が必要となります)
  3. その他、サポートごに含まれるもの  
出発前英会話レッスンやオンライン英会話、出発前オリエンテーションなどがサポートによっては含まれます。詳細を当該パンフレットにてご確認ください。なお、当サポートサービスの一部を放棄された場合に費用の一部割引等はいたしませんのでご了承ください。
2. **現地サポート**  
当社作成のマニュアルに基づいて、現地提携法人が渡航先の留学生活をサポートいたします。なお、当サポートは現地での不安の解消のための相談や、実生活を送る上で、学校の授業や学校とトラバの仲介といった内容のものであり、申込者に代わり(もしくは一緒に)あらゆる事務を代行するものではありません。フリーマイルプランには現地サポートは含まれておりません。

- ④ 病気や怪我等の相談
- ⑤ 盗難や事件に巻き込まれたときの相談
- ⑥ ホームステイ先とのトラブルについての相談(学校側が対処しない場合)
- ⑦ 滞在先の探訪や契約に関するアドバイス
- ⑧ 生活上の一般的な相談
- ⑨ 学校とのトラブルなどの相談
- ⑩ 学校の転校・延長などの手続き相談

**第7条 (サポート費用に含まれないもの)**  
上記第6条、及びパンフレットで明記したもの以外のサポート費用に含まれていません。  
以下、含まれないものの一例です。

学校の授業料、教材費、滞在費、航空券費用、通学の際の交通費、衣類の洗濯にかかる費用、学生寮滞在中の費用、教育機関によるアクティビティ参加費用、空港からの送迎費、ビザ申請費、各国空港諸税、海外旅行保険料、海外サポートオフィスにのり付を添いサービスや、通訳、手紙等の翻訳、その他個人的性質の諸費用など。

## 第8条 (契約の解除)

申込者はいつでも次に定める取消料を支払って契約解除することができます。  
契約を解除する場合はお申し込みの各サービスで営業時間内に書面でのご通知をお願いいたします。当社が書面を受け取った時点で取消料のお申し出を受理したことになります。  
また、下記に定める条件の取消料を申し受けます。

### 1. 渡航前の取り消しの場合

- (1) サポート費用の取消料について  
申込者の個人の都合でお申し込みのすべてを取り消す場合は、サポート別に定める次の(a)もしくは(b)の取消料を申し受けます。
  - (a) 留学サポート1・2・3・1、ワーキングホリデーサポート(イギリス、アイルランド、フランス、ドイツ、スペイン)、ジュニアサポート、フィリピン2ヵ国留学サポート  
※留学サポート3と、留学サポート12またはワーキングホリデーサポートの組み合わせ  
当社の取消料(取り消し)のお申し込み時期により下記の表の金額になります。(表1)

取り消しのお申し込み時期	取消料
契約成立日より起算して8日以内	無料(注1)
契約成立日より9日目を以降、90日まで	サポート費用の50%
契約成立日より91日目を以降、180日まで	サポート費用の65%
契約成立日より181日目を以降、365日まで	サポート費用の80%
日本出発日以降または契約成立日より366日目を以降	費用全額

(注1) 出発前サポートとしてお渡した資料を、お渡した状態でお返しいただいた場合に限りします。

- (2) 上記(1)以外のサポートの場合  
お申し込み時にいただいたサポート費用や緊急手配料はご返金いたしません。ただし、お申し込み日より8日以内に取り消しの通知をいただいた場合には、サポート費用をご返金いたします。フリーマイルプランはサポート費用が無料のため、サポート費用の取消料については条件は含まれません。  
※申込者は契約を締結した日より起算して8日を経過する日(渡航日の30日前(ピーク時においては40日前)以降の日を除く。)までは、契約を解除・変更できるものとします。この場合において、取消料・変更料は発生いたしません。ピーク時は、4月27日～5月6日、7月20日～8月31日、12月20日～1月7日までです。

- (2) 受入機関に関する取消手数料、取消料について  
申込者の個人の都合でお申し込みをすべて取り消す場合は、次の(a)取消手数料、(b)取消料を申し受けます。
  - (a) 当社で定める取消手数料 (表2)

取り消しのお申し込み時期 (日本出発日の前日から起算)	取消手数料(税込)
契約成立日より起算して8日以内	無料(注1)
31日前まで	11,000円
30日前以降21日前まで	22,000円
20日前以降3日前まで	33,000円
2日前以降出発前日まで	44,000円
日本出発日以降	取り消しはできません

(注1) 出発前サポートとしてお渡した資料を、お渡した状態でお返しいただいた場合に限りします。

- ※お申し込み時にいただいたサポート費用や緊急手配料はご返金いたしません。ただし、お申し込み日より8日以内に取り消しの通知をいただいた場合には、取消手数料は発生いたしません。  
※申込者は契約を締結した日より起算して8日を経過する日(渡航日の30日前(ピーク時においては40日前)以降の日を除く。)までは、契約を解除・変更できるものとします。この場合において、取消料・変更料は発生いたしません。ピーク時は、4月27日～5月6日、7月20日～8月31日、12月20日～1月7日までです。
- (b) 受入機関の定める取消料(各機関の取消条件に明記されている取消料)  
※上記(1)(2)について、ご出発まで30日を切る手配の場合、取り消しのお申し込み時期にかかわらず、当社規定の取消手数料及び受入機関の定める取消料がかかります。また、サポート費用の返金はいたしません。
- (3) ビザ申請サポート料について  
申込者の個人の都合でお申し込みのすべてを取り消す場合、及び必要査証(ビザ)が渡航先国の判断により入手できない場合、ビザ申請サポート費用は返金いたしません。

### 2. 渡航後(日本出発後)の取り消しの場合

- (1) 渡航後、お客様のご都合による研修期間の短縮や契約解除は権利を放棄したものとみなし返金いたしません。ただし、この場合で受入機関が返金に応じた場合のみ例外として当該機関のキャンセル規定に基づき返金いたします。その際当社は受入機関の指定する返金額の30%を返金手数料として承ります。
  - (a) 現地に発病し研修が困難になり、医師の診断書をもとに受入機関が了承した場合。
  - (b) 研修者の死亡等、正当な理由があり、受入機関が了承した場合。
  - (c) その他、受入機関が認めた場合。
- (2) 渡航前2校以上お申し込みの場合、渡航後2校目を取り消す場合(2校目に入学していないことが条件)、当社は44,000円(税込)の取消手数料をもって返金手続きを教育機関に交渉するとともに、返金があった場合の精算第10条2に従いさせていただきます。ただし、本来教育機関は全額入金後の返金を認めない場合がほとんどであるため、当営業が返金を確約したものでないことをご了承ください。

## 第9条 (契約の変更)

1. **渡航前の変更の場合**  
申込者の個人的都合でお申し込みの内容を変更する場合は、次の(a)もしくは(b)の変更手数料を申し受けます。
  - (a) 受入機関の変更の場合  
受入機関のお申し込み後、申込者の都合で受入機関を変更する場合は、下記(表3)の変更手数料の他、第8条1(2)受入機関に関する取消手数料、取消料がかかります。
  - (b) 受講科目・希望コース、取消の場合  
受入機関は変更せず、受講開始日(宿泊日)を延期する場合や、受講コース(各種施設)を変更する場合は、変更のお申し込み時期により、1回につき以下の変更手数料を申し受けます。また、受講開始日(宿泊日)を90日以上延期する場合、受講開始日(宿泊日)を未確定延期する場合、及び変更希望が受講先(宿泊先)の都合で受け入れられない場合を中止する場合は第8条1(1)(2)の「取り消しの場合」と同じ規定が適用されます。

変更のお申し込み時期 (日本出発日の前日から起算)	変更手数料(税込)
契約成立日より起算して8日以内	無料
31日前まで	11,000円
30日前以降21日前まで	22,000円
20日前以降3日前まで	33,000円
2日前以降出発前日まで	44,000円
日本出発日以降	変更はできません

(注) ご出発日の30日前を過ぎたからの変更はお受けできない、あるいはご希望通りに変更できない場合がありますのでお早めにお申し込みください。  
※お申し込み時にいただいたサポート費用や緊急手配料はご返金いたしません。ただし、お申し込み日より8日以内に取り消しの通知をいただいた場合には、サポート費用をご返金いたします。  
※申込者は契約を締結した日より起算して8日を経過する日(渡航日の30日前(ピーク時においては40日前)以降の日を除く。)までは、契約を解除・変更できるものとします。この場合において、取消料・変更料は発生いたしません。ピーク時は、4月27日～5月6日、7月20日～8月31日、12月20日～1月7日までです。

2. **渡航後(日本出発後)の変更の場合**
  - (1) 期間の延長について  
渡航先国にて受入機関を延長する場合は、当社もしくは海外サポートオフィスにてお受けします。
  - (2) 期間の短縮について  
申込者が予定された期間より以前に帰国した場合、現地で提供するサポートはその時点で終了いたします。この際、期間短縮による払い戻しは行いません。

### 第10条 (取り消し・変更に伴う費用の精算)

1. 追加のお支払いいただく場合  
契約内容の変更に関して、申込者にその差額をお支払いいただく場合は、当社より請求書をお届けしますので、速やかにご支払いください。
2. ご返金が生じる場合  
契約内容の変更に伴い、申込者にご負担いただく金額が減少した場合は、その差額をご返金いたします。その際は教育機関からの返金が当社に到着した時点で三菱UFJ銀行のTTBレートを適用し、日本円換算したのから銀行の換算手数料を差し引いて精算いたします。実際にご返金する時期はお申し込みの1～3ヵ月後となります。

### 第11条 (授業料精算制度)

当サポートの適用パンフレットに掲載されている教育機関が、ライセンスの取り消しや閉校等授業を継続することが不可能になった場合で、申込者が支払い済みである授業料に相当する授業を終了していない状況かつ返金のない場合において、当社はその未履修金額分を受講できるように代替の受入機関をご案内します。ただし、精算範囲は授業料のみで、滞在費等は含まれません。

### 第12条 (旅行保険での病気、傷害等)に備え海外旅行保険に必ず加入してください

当社は渡航前の病気、傷害等に備え海外旅行保険に必ず加入してください。  
**第13条 (当社の責任範囲・免責事項)**  
1. 当社は第6条に示したサポートサービスを取りもたて情報の提供、紹介、手配代行をするものであり、自ら教育機関、宿泊施設、交通機関等を運営するものではありません。したがって当該こととごなく、各機関の都合によって内容や条件が変更される場合や実施できない場合、当社はできません。変更や中止に伴う損害については、その責を負いません。

2. 当社は各受入機関やお客様からいただいた情報をもとにさまざまなご案内をいたしますが、現地の事情についてすべてを掌握しているわけにはありません。例えば教育機関においてもクラス人数の増減や国籍バランスの状況などは常に変化しており、それが故意でなければ金額の補償はいたしません。諸外国

- なかにはサポートに関して当社に予告なく内容が変更されている場合もございます。当社のサポートにお申し込みの場合は、必ずご都合をご理解のうえお申し込みください。
3. お客様が渡航先において、当社への連絡がとれずご自身もしくは現地の法人を介して教育機関、宿泊機関と契約した場合、当社ではこの契約のもとで生じる諸問題に関して一切の関与はいたしません。4. 申込者のビザおよび必要査証(ビザ)が日本国・渡航先国の判断により入手できない場合、または現地で入国を拒否された場合、当社はその責を負いません。したがって、第8条1(1)(2)の規定により取り消し扱いとして、それでの取消料を申し受けます。5. 各種交通機関のスケジュールの変更、運休、その他の事由に起因して1回につき以下の変更手数料を申し受けます。また、受講開始日(宿泊日)を90日以上延期する場合、受講開始日(宿泊日)を未確定延期する場合、及び変更希望が受講先(宿泊先)の都合で受け入れられない場合を中止する場合は第8条1(1)(2)の「取り消しの場合」と同じ規定が適用されます。
6. 天災、地震、戦争、暴動等の事由に起因して当サポートの運営が不能になった場合に当社はその責を負いません。
7. 当社及び海外サポートオフィスで紹介した学校、住居、アルバイト等で何らかのトラブルに遭った場合、当社及び、海外サポートオフィスを運営する現地提携会社ご同意または重大な過失がある場合は除き、当社はその責を負いません。
8. 受入機関のルールに反する行為、反社会的行為や暴力的行為、他の参加者の迷惑に及ぶような行為があり、学校を退学となった場合、その理由の如何にかかわらず費用の返金はありません。また、その時点で当社が提供するサービスも中止させていただきます。
9. 受入機関によって手配できない条件がある場合(教育機関・主に公立・大学附属校では宿泊施設が日本出発前手配できず、現地に到着してから学校の担当者や相談していただく場合があります)。その他、学校の都合で申込者の希望が叶えられない場合があります。
10. 条件書及び受入機関への提出書類について虚偽の申告があった場合、もしくは重要事項について申告がなされた場合、それにより生じた契約の中止、変更及び損害賠償等の一切について、申込者がその責を負うものとします。

## 第14条 (当社の契約解除権)

- 当社は、次に掲げる場合において、申込者に理由を説明して、契約を解除することがあります。
1. 申込者が虚偽の申告をしたとき
  2. 病気その他の事由により申込者がサポートを継続できないと判断したとき
  3. 申込者又はその関係者が、他の参加者に迷惑を及ぼし、もしくはサポートの円滑な運営を妨げたとき又はその可能性が極めて高いとき
  4. 天災、地震、戦乱、又は暴動、運輸機関等の事故又は暴行、官公庁の命令又は公的機関の責に帰せざる事由により、サポートの実施が不可能になり、又は不可能になる可能性が極めて高いと判断したとき
  5. 申込者が定められた期日までにサポートへの参加に必要な書類を送付しなかったとき
  6. 申込者が長期にわたる連絡不届きと所在不明となったとき
  7. 申込者が定められた期日までに対価を支払わなかったとき

## 第15条 (管轄の裁判所)

当サポートに関する訴訟については、東京地方裁判所を第一審管轄裁判所とします。  
**第16条 (約款の変更)**  
当約款の記載内容は2019年10月1日現在の情報をもとに作成しております。各受入機関の場合、もしくは当社の都合により約款を告知をすることが変更する場合があります。  
**第17条 (個人情報について)**  
当社はサポートお申し込みの際に申込書にご記入いただいた申込者の個人情報(氏名、住所、電話番号、メールアドレス、その他の属性)について、次の場合のみ必要な範囲内で使用いたします。

- (1) サポートサービス提供業務の実施
- (2) 査証取得や申し込みいただいた受入機関、海外サポートオフィスへの手続きや手続きの実施
- (3) 上記の他、サポート運営、手続き代行上のサービス提供会社への手続き

## 海外危険情報・保健衛生について

- 渡航先国によっては外務省の海外危険事情等、安全確保に関する情報が出ている場合があります。お申し込みの際に当社もしくは下記ホームページにてご確認ください。
- 外務省海外安全ホームページ  
https://www.pubanzen.mofa.go.jp/
  - 厚生労働省「海外渡航者のための感染症情報」  
https://www.forth.go.jp/

## 【サポート・手続き代行手配取扱会社】

エキスパイト&E株式会社  
(観光庁長官登録旅行業第1685号)  
〒170-0205 東京都豊島区池袋3-1-1 サンシャイン60 25階  
TEL.03-6634-3360  
一般社団法人日本旅行業協会(JATA)正会員  
一般社団法人海外留学協議会(JAOS)正会員  
一般社団法人留学サービス審査機構(J-CROSS)認定事業者

## 語学研修・ホームステイ参加にあたっての重要事項(参加者の心得)

### (1) ホームステイの意義

ホームステイは「宿泊するのではなく、宿泊を提供する一般家庭に生活すること。日本からの参加者が、海外の家族と共に生活することで、互いの文化・習慣・考え方等の違いを実際に体験し、相互の理解を深めること」にホームステイの目的があります。

### (2) ホストファミリーの定義

受入家庭には様々なタイプの家庭があります。共働きのない夫婦、リタイアした老夫婦、子供がいる場合、いない場合、一人でも暮らしている場合等、これらすべてをホストファミリーと定義します。また、受入家庭について人種・宗教・職業等の区別はできません。受入機関により決定された受入家庭をこれらを理由に変更や取り消しはできません。なお、ご案内するホストファミリーはそれほどバイリンガル・ホムステイです。

### (3) ホストファミリーの責務

ホストファミリーには参加者に対して宿泊するための部屋の提供と、適度な距離に付き徒歩・自転車・バス・電車などを利用することとなりますが、その交通費は参加者の負担になります。

- (4) **ホストファミリーの言語環境**  
ホームステイに会話において、「留学目的の国言語」以外の言語を話す場合があります。(例、アメリカの場合は英語以外の言語としてスペイン語など)家族の中に「留学目的の国言語」が話せない方がいる場合はケースとして少なくありません。参加者との会話の内容は家族間のコミュニケーションとしてご理解ください。
- (5) **ホストファミリーの変更**  
受入家庭の不慮の出来事や家族の病気、または天災など、やむを得ない事情に引き起こされることがあります。この場合は受入家庭の変更や次の家庭が見つかるまでの間ホストファミリーに滞在することもあります。
- (6) **滞在地区について**  
受入家庭の多くは学校から30～60分程度の距離にあります。通学には距離により徒歩・自転車・バス・電車などを利用することとなりますが、その交通費は参加者の負担になります。



# サポート参加条件書(2)

(お申し込み前に必ずご一読ください)

対象サポート

ワーキングホリデーサポート(カナダ、オーストラリア、ニュージーランド)

## 第1条(サポートの範囲)

- 当サポートは、当申込条件に基づいて、エキサイト&E(株)―東京都豊島区東池袋3-1-1(以下「当社」)が申込者の希望する日本国外の研修機関(以下「教育機関」)または宿泊機関への手続きを代行するにあたって、出発に際しての情報提供、教育機関/宿泊機関(以下「受入機関」)への申込手続き、渡航先での生活のサポートなどをおこなうものであり、課程修了・資格取得を保証するものではありません。また、受入機関にて提供する研修内容やサービスは各機関が独自に企画・運営し、提供するものであり、当社自らがサービスの提供をおこなうものではありません。
- 受入の条件については受入機関により異なります。契約の内容、条件はお申し込み時にお渡しする各機関の書面及び本条件書によります。
- 当サポートと当社がおこなう受入機関への手配については、旅行業法が規定する「旅行業」には該当しません。従いまして「旅行業法」で定める「特別保証」は適用いたしません。また、「旅程保証」「旅程管理」もいたしません。

## 第2条(お申し込みと契約の成立)

- 当サポートは当社が契約締結の承諾をし、申込書とサポート費用を受領したときに成立するものとします。
- お申し込みの際には、当社所定の「サポート申込書」に必要事項を記入しサポート費用を添えて直接お申し込みいただくか、銀行振込、クレジットカードにてお申し込みいただけます。
- お申し込みはご出発予定日の1年前から受付をいたします。
- ご出発予定日までに渡航(研修)に必要な手続きが完了できる見通しのない場合のお申し込みにつきましては、お受けできませんのでお早めに当社スタッフまで手続きに必要な日数などをご確認ください。

## 第3条(お申し込みの条件)

- 18歳以上の方で、当サポート条件を理解し、法令・規則等遵守できる方などたでもお申し込みいただけます。ただし、受入先が定める年齢、性別、資格、語学力、その他条件に指定がある場合は、その条件に従います。
- 20歳未満の方は保護者の同意が必要です。
- 心身の状態や既往症、その他の事由でサポートの参加にあたって特別な配慮を必要とされる方は必ずその旨をお申し出ください。受入先機関との協議のうち、可能な限り対応します。なお、この場合医師の診断書や渡航同意書もいただく場合がありますので、あらかじめご了承ください。
- 当社もしくは受入機関が不適当であると判断したとき、または当社の業務上都合があるときは他の機関をご案内するか、お申し込みをお断りする場合があります。

## 第4条(費用のお支払い)

- 当社が受入機関より支払いの要請を受け取り次第、請求させていただきます。請求書をお受け取り後、当社指定口座まで指定期日以内に全額をお振込ください。費用は受入機関申込日(当社が申込書を受領した日)の当社の換算レートで日本円に換算し、送金手数料(1件につき4,500円)を加えたものです。当社の換算レートは為替レートの変動に従って変動しますので、お申し込み時に必ず設定レートをご確認ください。なお、当社の換算レートは三菱UFJ銀行のTTSレートに5%を乗じた金額で算出しています。
- 当社は出発日の90日前までは、申込者に授業料等(制度上)期日が定められているビザの発行等に係わる場合を除く)のお支払いを請求していません。

## 第5条(サポートの期間)

- 当サポートが成立した時点で、申込者はサポートを受けることができます。
- 第1年項における出発前サポートを提供する期間は、当サポートの契約締結日より6か月間とします。したがって当サポートはお申し込みより1年以上にお出ししていただくことを原則といたします。
- 第6条a項における現地サポートを提供する期間は、現地到着より1年間です。

## 第6条(サポート費用に含まれるもの)

当サポートは海外へ渡航を予定している申込者に、次の3つの段階に分けてサービスを提供いたします。ここにおいて当社は、各種サービスを取りまとめた情報提供、紹介、手続き代行をするものであり、自ら教育機関、宿泊施設、海外サポートオフィス等を運営するものではありません。詳細は当該ウェブサイトにてご確認ください。なお、サポートサービスの一部を放棄された場合でも費用の一部割引等はいたしませんのでご了承ください。

### 1. 出発前サポート

- 当サポートをお申し込みの方には教育、宿泊機関の情報をご紹介しております。またそれに従い、留学カウンセラーによるアドバイス(学校・生活・地域情報などを)は以下のようなサービスをおこないます。
  - 入学申込手続きの代行、入学願書の取り寄せ、入学願書の作成、入学希望校への書類の送付、研修費用の送金、入学許可書の取り寄せ。
  - 宿泊手続きの代行(ホームステイ学生寮など)ただし、教育機関が提携する宿泊施設をまたない場合は手続きの代行を請け負えない場合があります。
- 渡航手続きのご案内
  - 航空券の手配(弊社にてお申し込みの場合は別途契約が必要となります)
- その他
  - 出発前英会話レッスン、オンライン英会話、出発前オリエンテーションが含まれます。詳細を当該ウェブサイトにてご確認ください。なお、サポートサービスの一部を放棄された場合に費用の一部割引等はいたしませんのでご了承ください。

### 2. 現地サポート

当社作成のマニュアルに基づいて、現地提携法人が渡航先の留学生生活をサポートします。なお、当サポートは現地での不安解消のための相談や、実生活を送る上でのアドバイス、学校とトラブルの仲介といった内容のものであり、申込者に代わり(もしくは一緒に)あらゆる事柄を代行するものではありません。

- 病気や怪我などの相談
- 盗難や事件に巻き込まれたときの相談
- ホームステイ先でのトラブルについての相談(学校側が対処しない場合)
- 滞在先の慣れ方や契約に関するアドバイス
- 学校とトラブルなどの相談
- 学校の転校・延長などの手続き、もしくは相談
- 銀行口座開設や納税者番号申請などのアドバイス
- アルバイトに関する相談
- ビザ切り替えに関する相談、またはコンサルタントの紹介
- 郵便や荷物の一時的預かり
- 生活全般の相談

## 第7条(サポート費用に含まれないもの)

上記第6条、及びウェブサイトにて明記したもの以外はサポート費用に含まれていません。以下、含まれないものの一例です。  
学校の授業料、教材費、滞在費、航空券費用、通学の際の交通費、衣類の洗濯にかかる費用、学生寮滞在中の費用、教育機関によるアクティビティ参加費用、空港からの送迎実費、ビザ申請実費、各国空港諸税、海外旅行保険料、海外サポートオフィスにおいての付き添いサービスや、通訳、手紙等の翻訳、その他個人的性質の諸費用など。

## 第8条(契約の解除)

申込者はいつでも次に定める取消料を支払って契約解除することができます。契約

を解除する場合はお申し込みの各デスクまで営業時間内に書面でのご通知をお願いいたします。当社が書面を受け取った時点で取り消しのお申し出を受理したことになります。また、下記に定める条件の取消料を申し受けます。

### 1. 渡航前の取り消しの場合

- サポート費用の取消料について  
申込者の個人的都合でお申し込みのすべてを取り消す場合は、次の取消料を申し受けます。当社の取消料(取り消しのお申し出時期により下記の表の金額になります)

取り消しのお申し出時期	取消料(消費税込)
契約成立日より起算して8日以内	無料(注1)
契約成立日より起算して9日以降、90日まで	サポート費用の50%
契約成立日より起算して91日以降、180日まで	サポート費用の65%
契約成立日より起算して181日以降、365日まで	サポート費用の80%
日本出発日より起算して366日以降	費用全額

- 出発前サポートとしてお渡しした資料を、お渡した状態でお返しいただいた場合に限ります。

※お申し込み時にいただいたサポート費用や緊急手配料はご返金いたしません。ただし、お申し込みより8日以内に取り消しの通知をいただいた場合には、サポート費用をご返金いたします。

※申込者は契約を締結した日より起算して8日を経過する日(渡航日の30日前(ピーク時)にあつては40日前)以降の日を除く。]までは、契約を解除・変更できるものとします。この場合において、取消料・変更料は発生いたしません。ピーク時は、4月27日～5月6日、7月20日～8月31日、12月20日～1月7日までをいいます。

- 受入機関に関する取消手数料について  
申込者の個人的都合でお申し込みをすべて取り消す場合は、次の(a)取消手数料(b)取消料を申し受けます。

取り消しのお申し出時期(日本出発日の前日から起算)	取消手数料(税込)
契約成立日より起算して8日以内	無料(注1)
31日前まで	11,000円
30日前以降21日前まで	22,000円
20日前以降13日前まで	33,000円
2日前以降前日まで	44,000円
日本出発日より起算	取り消しはできません

- 出発前サポートとしてお渡しした資料を、お渡した状態でお返しいただいた場合に限ります。

(b)受入機関の定める取消料(各機関の取消条件に明記されている取消料)  
上記(1)(2)について、ご出発まで30日を切るとして取消料、取り消しのお申し出時期にかかわらず、当社規定の取消手数料及び受入機関の定める取消料がかかります。

※お申し込み時にいただいたサポート費用や緊急手配料はご返金いたしません。ただし、お申し込みより8日以内に取り消しの通知をいただいた場合には、サポート費用をご返金いたします。

※申込者は契約を締結した日より起算して8日を経過する日(渡航日の30日前(ピーク時)にあつては40日前)以降の日を除く。]までは、契約を解除・変更できるものとします。この場合において、取消料・変更料は発生いたしません。ピーク時は、4月27日～5月6日、7月20日～8月31日、12月20日～1月7日までをいいます。

### 2. 渡航後(日本出発後)の取り消しの場合

- 渡航後、お客様ご都合による研修期間の短縮や契約解除は権利を放棄したものとみなし返金いたしません。ただし次の場合で受入機関が返金に応じた場合のみ例外として当該機関のキャンセル規定に基づき返金いたします。その際当社は受入機関の算出する返金額の30%を返金手数料として取り扱います。

- 現地で発病し研修が困難になり、医師の診断書をもとに受入機関が承した場合。
- 親族等の死亡等、正当な理由があり、受入機関が承した場合。
- その他、受入機関が認めた場合。

- 2校お申し込みの場合で、渡航後2校目を取り消す場合  
渡航前に2校お申し込みの場合で、渡航後に1校目を取り消す場合(2校目に入学していただくが条件)、当社は44,000円(税込)の手数料をもって返金手続きを教育機関へ交渉するとともに、返金があった場合は第10条に2に従いおこないます。ただし、本来教育機関は全額入金後の返金を認めていない場合がほとんどであるため、当交渉が返金を確約したものでないことをご了承ください。

## 第9条(契約の変更)

### 1. 渡航前の変更の場合

申込者の個人的都合でお申し込みの内容を変更する場合は、次の(a)(b)の変更手数料を申し受けます。

- 受入機関の変更  
お申し込み後すぐに受入機関の手配が開始されるため、申込者の都合で変更する場合は、第9条(2)取り消しの場合と同じ規定が適用されます。変更先への手配に関しては、新たに手配いたします。

- 受講日程・希望コースの変更  
受入機関は変更せず、受講開始日(宿泊日)を延期する場合や、受講コース(宿泊施設)を変更する場合は、変更のお申し出時期により、1回につき以下の変更手数料を申し受けます。また、受講開始日(宿泊日)を90日以上延期する場合、受講開始日(宿泊日)を未確定延期する場合、及び変更希望が受講先(宿泊先)の都合で受け入れられないため留学を中止する場合は第9条(2)の(取り消し)の場合と同じ規定が適用されます。

(注)ご出発の30日前を過ぎたからの変更はお受けできない。あるいはご希望通りに変更できない場合がありますのでお早めにお申し出ください。

※お申し込み時にいただいたサポート費用や緊急手配料はご返金いたしません。ただし、お申し込みより8日以内に取り消しの通知をいただいた場合には、サポート費用をご返金いたします。

※申込者は契約を締結した日より起算して8日を経過する日(渡航日の30日前(ピーク時)にあつては40日前)以降の日を除く。]までは、契約を解除・変更できるものとします。この場合において、取消料・変更料は発生いたしません。ピーク時は、4月27日～5月6日、7月20日～8月31日、12月20日～1月7日までをいいます。

変更のお申し出時期(日本出発日の前日から起算)	変更手数料(税込)
契約成立日より起算して8日以内	無料(注1)
31日前まで	11,000円
30日前以降21日前まで	22,000円
20日前以降13日前まで	33,000円
2日前以降前日まで	44,000円
日本出発日より起算	変更はできません

### 2. 渡航後(日本出発後)の変更の場合

- 期間の延長について  
渡航先にて受入機関を変更する場合は、当社もしくは海外サポートオフィスにてお受けします。
- 期間の短縮について  
申込者が予定されている期間より以前に帰国した場合、現地で提供するサポー

トはその時点で終了いたします。この際、期間短縮による払い戻しはありません。

## 第10条(取り消し・変更に伴う費用の精算)

- 追加でお支払いいただく場合  
契約内容の変更に関して、申込者にその差額をお支払いいただく場合は、当社より請求書をお届けいたしますので、速やかにお支払いください。
- ご返金が生じる場合  
契約内容の変更に伴い、申込者にご負担いただく金額が減少した場合は、その差額をご返金いたします。その際は教育機関からの返金が当社に到着した時点での三菱UFJ銀行のTTレートを適用し、日本円換算したもとの銀行の換算手数料を差し引いて精算いたします。実際にご返金できる時期はお申し込みの1〜3ヵ月後となります。

## 第11条(旅行保険契約の義務)

申込者は現地で病気、傷害に備え海外旅行保険に必ず加入していただきます。

## 第12条(当社の責任範囲・免責事項)

- 当社は第6条に示したサポートサービスを取りまとめた情報の提供、紹介、手続き代行をするものであり、自ら教育機関、宿泊施設、交通機関等を運営するものではありません。したがって当社に起こることなく、各機関の都合によって内容や条件が変更される場合や実施できない場合、当社は現況に復する努力はしますが、その変更や中止に伴う損害について、その責を負いません。
- 当社は各受入機関やサポート先からいただいた情報をもとに様々なご案内をいたしますが、現地の事情や状況によって変更される場合があります。例えば教育機関においてもクラスの人数的増減や国籍バランスの状況などは常に変わっており、なかにはサポートに関して当社に予告なく内容が変更されている場合もありません。当社のサポートにお申し込みの場合は、必ずこのことをご理解のうえお申し込みください。
- お客様が渡航先にて、当社への連絡なしにご自身もしくは現地の法人を介して教育機関、宿泊機関と契約した場合、当社ではこの契約のもとで生じる諸問題に関して一切の関与はいたしません。
- 申込者のビザおよび必要査証(ビザ)が日本国・渡航先国の判断により入手できない場合、または現地で入国を拒否された場合、当社はその責を負いません。したがって、第9条(2)の規定により取り消し扱いとして、それまでの取消料を申し受けます。
- 各種交通機関のスケジュールの変更、運休、その他の事由に起因して申込者が損害を被った場合、当社はその責を負いません。
- 天災、地震、戦争、暴動等の事由に起因して当サポートの運営が不能になった場合、当社はその責を負いません。
- 当社及び、海外サポートオフィスで紹介した学校、住居、アルバイト等何らかのトラブルに遭った場合、当社及び、現地サポートデスクを運営する現地提携会社に故意または重大な過失がある場合を除き、当社はその責を負いません。
- 海外サポートオフィスが荷物を預かりした際に、盗難、火災により紛失した場合、当社及び海外サポートオフィスを運営する現地提携会社に故意または重大な過失がある場合を除き、当社はその責を負いません。
- 受入機関のルールに反する行為、反社会的な行為や暴力行為、他の参加者の迷惑に及ぶような行為が、学校を退学させた場合、その理由の如何にかかわらず費用の返金はありせん。また、その時点で当社が提供するサービスを中止させていただきます。
- 受入機関によって予定できない条件がある場合(教育機関-主に公立・大学附属校で、宿泊施設が日本出発前に手配できず、現地に到着してから学校の担当者と相談していただく場合があります)、その他、学校の都合(申込者の希望が叶えられない場合があります)があります。
- 条件書及び受入機関への提出書類について虚偽の申告があった場合、もしくは重要事項についてのご申告がなされた場合、それにより生じた契約の中止、変更及び損害賠償の一切について、申込者がその責を負うものとします。

## 第13条(当社の契約解除権)

当社は、次に掲げる場合において、申込者に理由を説明して、契約を解除することができます。

- 申込者が虚偽の申告をしたとき
- 病気その他の事由により申込者がサポートを続行できないと判断したとき
- 申込者又は他の関係者が、他の参加者に迷惑を及ぼし、もしくはサポートの円滑な運営を妨げたとき又はその可能性が極めて高いとき
- 天災地災、戦乱又は暴動、運輸機関等の事故又は争議行為、官公庁の命令その他事業者の責に帰さない事由により、サポートの実施が不可能になり、又は不可能になる可能性が極めて高いと判断したとき
- 申込者が定められた期日までにサポートへの参加に必要な書類を送付しなかったとき
- 申込者が長期にわたって連絡不能とし所在不明となったとき
- 申込者が定められた期日までに対価を支払わなかったとき

## 第14条(管轄の裁判所)

当サポートに関する訴訟については東京地方裁判所を第一審の管轄裁判所とします。

## 第15条(約款の変更)

当約款の記載内容は2019年10月1日現在の情報をもとに作成しております。各受入機関の都合、もしくは当社の都合により約款は告知をすることなく変更する場合があります。

## 第16条(個人情報について)

当社はサポートお申し込みの際に申込書にご記入いただいた申込者の個人情報(氏名、住所、電話番号、メールアドレス、その他の属性)について次の場合にのみ必要な範囲内で使用いたします。

- サポートサービス提供業務の実施
- 査証取得やお申し込みいただいた受入機関、海外サポートオフィスへの手続き等手続き代行の実施
- 上記の他、サポート運営、手続き代行上のサービス提供会社への手続き

## 海外危険情報・保健衛生について

渡航先によっては外務省の海外危険事情等、安全確保に関する情報が出されている場合があります。お申し込みの際に当社もしくは下記ホームページにてご確認ください。

- 外務省海外安全ホームページ <https://www.pubanzen.mofa.go.jp/>
- 厚生労働省「海外渡航者のための感染症情報」 <https://www.forth.go.jp/>

## 【サポート・手続き代行手配取扱会社】

エキサイト&E株式会社  
観光局長官登録旅行業第1685号  
〒170-625 東京都豊島区東池袋3-1-1 サンシャイン60 25階  
TEL.03-6634-3360

一般社団法人日本旅行業協会の(JATA)正会員  
一般社団法人海外留学科協会の(JAOS)正会員  
一般社団法人留学サービス審査機構(J-CROSS)認定事業者